

# 社会福祉法人あゆみ会 役員及び評議員の報酬等に関する規定

## (趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人あゆみ会定款（以下〔定款〕という。）第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下〔評議員等〕という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 評議員等に対しては、それぞれの評議員等の勤務体系に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| (1) 常勤の理事       | 報酬、賞与及び退職手当 |
| (2) 非常勤の役員及び理事長 | 報酬          |
| (3) 評議員         | 報酬          |

2 退職手当は、常勤の理事として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した場合のみ支給する。

## (報酬の額の算定方法)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 社会福祉法人あゆみ会給与規定第4条に準ずる。
- (2) 賞与 社会福祉法人あゆみ会給与規定第22条に準ずる。
- (3) 退職手当 社会福祉法人あゆみ会給与規定第28条に準ずる。

2 非常勤の役員に対する報酬の額は、理事会への出席1回につき4,000円とする。

3 非常勤の理事長に対する報酬の額は、月50,000円とする。

4 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき4,000円とする。

## (報酬等の支給方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、社会福祉法人あゆみ会職員給与規程第17条の規定に準じて支給する。）
- (2) 賞与 毎年6月及び12月、社会福祉法人あゆみ会職員給与規定第21条に準じて支給する。
- (3) 退職手当 任期満了、辞任又は死亡により退任した後社会福祉法人あゆみ会職員給与規程第28条第2項に準じて支給する。

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会に出席した都度、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込み支給する。

3 非常勤の理事長に対する報酬は、同条第1項第1号の規定による。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## (改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の決議を行う。

## (委任)

第6条 この規定の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 附則

1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。